

議案第21号

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成31年2月18日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表6の項中「第87条の2第1項」を「第87条の4」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第2の1の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表53の項を同表60の項とし、同表52の項を同表59の項とし、同表51の項を同表58の項とし、同表50の項中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、同項を同表53の項とし、同項の次に次のように加える。

54	建築基準法第87条の2 第1項の規定に基づく 既存の一の建築物につ いて2以上の工事に分 けて用途変更に伴う工	既存の一の建築物につ いて2以上の工事に分 けて用途変更に伴う工 事を行う場合の当該2 以上の工事の全体計画	27,000円
----	---	--	---------

	事を行う場合の当該2 以上の工事の全体計画 に関する認定の申請に 対する審査	に関する認定申請手 料	
55	建築基準法第87条の2 第2項の規定に基づく 既存の一の建築物につ いて2以上の工事に分 けて用途変更に伴う工 事を行う場合の認定を 受けた全体計画の変更 に係る認定の申請に 対する審査	既存の一の建築物につ いて2以上の工事に分 けて用途変更に伴う工 事を行う場合の認定を 受けた全体計画の変更 認定申請手数料	27,000円
56	建築基準法第87条の3 第5項の規定に基づく 建築物の興行場等への 用途変更に関する許可 の申請に対する審査	建築物の興行場等への 用途変更に関する許可 申請手数料	120,000円
57	建築基準法第87条の3 第6項の規定に基づく 建築物の特別興行場等 への用途変更に関する 許可の申請に対する審 査	建築物の特別興行場等 への用途変更に関する 許可申請手数料	160,000円

別表第2の49の項中「分けて」の次に「増築等を含む」を加え、同項を同表52の
項とし、同表48の項を同表51の項とし、同表27の項から47の項までを3項ずつ繰り

下げ、同表26の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同項を同表29の項とし、同表25の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同項を同表28の項とし、同表24の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同項を同表27の項とし、同表23の項を同表26の項とし、同表13の項から22の項までを3項ずつ繰り下げ、同表12の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項を同表15の項とし、同表11の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項を同表14の項とし、同表10の項を同表13の項とし、同表9の項を同表12の項とし、同表8の項を同表9の項とし、同項の次に次のように加える。

10	建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築、改築又は移転の許可の申請に対する審査	用途地域等における増築、改築又は移転の許可申請手数料	120,000円
11	建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築の許可申請手数料	140,000円

別表第2の7の項を同表8の項とし、同表2の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、同表1の項の次に次のように加える。

2	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づ	道路位置指定等申請手数料	(1) 指定又は指定の変更の場合 50,000円
---	-----------------------	--------------	--------------------------

つくば市の道路の位置の指定等の申請に対する審査	(2) 指定の廃止の場合 25,000円
-------------------------	-------------------------

別表第2に次のように加える。

61	つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年つくば市条例第13号) 第12条の規定に基づく公益上必要な建築物の特例許可の申請に対する審査	地区計画の区域内における公益上必要な建築物の特例許可申請手数料	27,000円
62	つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12条の2の規定に基づく研究教育施設地区地区整備計画区域内における建築物の新築又は用途変更の特例許可の申請に対する審査	研究教育施設地区地区整備計画区域内における建築物の新築又は用途変更の特例許可申請手数料	160,000円
63	つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第2 研究教育施設第一地区地区整備計画区域の部から研究教育施	研究教育施設地区地区整備計画区域内の建築物の用途制限における認定申請手数料	160,000円

	設第十一地区地区整備 計画区域の部まで第2 号の規定に基づく認定 の申請に対する審査		
64	つくば市建築基準条例 (平成12年つくば市条 例第40号) 第3条ただ し書の規定に基づく建 築物の敷地と道路との 関係に関する制限の適 用除外に係る認定の申 請に対する審査	路地状部分の敷地と道 路との関係に関する制 限の適用除外に係る認 定申請手数料	27,000円
65	つくば市建築基準条例 第4条ただし書の規定 に基づく建築物の敷地 と道路との関係に関す る制限の適用除外に係 る認定の申請に対する 審査	大規模等の建築物の敷 地と道路との関係に関 する制限の適用除外に 係る認定申請手数料	27,000円
66	つくば市建築基準条例 第8条ただし書の規定 に基づく建築物の敷地 と道路との関係に関す る制限の適用除外に係 る認定の申請に対する 審査	特殊建築物の敷地と道 路との関係に関する制 限の適用除外に係る認 定申請手数料	27,000円

67	つくば市建築基準条例 第11条ただし書の規定 に基づく建築物の敷地 に関する制限の適用除 外に係る認定の申請に 対する審査	木造校舎と隣地境界線 等との距離に関する制 限の適用除外に係る認 定申請手数料	27,000円
68	つくば市建築基準条例 第22条第3項第2号の 規定に基づく建築物の 敷地と道路との関係に 関する制限の適用除外 に係る認定の申請に対 する審査	物品販売業を営む店舗 の用途に供する建築物 の敷地と道路との関係 に関する制限の適用除 外に係る認定申請手 数料	27,000円
69	つくば市建築基準条例 第26条第2項第4号の 規定に基づく建築物の 敷地の自動車用の出入 口の位置に関する制限 の適用除外に係る認定 の申請に対する審査	つくば市建築基準条例 第26条第2項第4号の 規定に基づく自動車車 庫又は自動車修理工場 の用途に供する建築物 の自動車用の出入口の 位置に関する制限の適 用除外に係る認定申請 手数料	27,000円
70	つくば市建築基準条例 第26条第3項の規定に 基づく建築物の敷地の 自動車用の出入口の位	つくば市建築基準条例 第26条第3項の規定に 基づく自動車車庫又は 自動車修理工場の用途	27,000円

	置に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	に供する建築物の自動車用の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
71	つくば市建築基準条例第27条ただし書の規定に基づく建築物の敷地に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用出入口の空地の制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
72	つくば市建築基準条例第39条ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
73	つくば市建築基準条例第54条の規定に基づく建築物に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	興行場等の用途に供する建築物に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
74	つくば市建築基準条例第57条ただし書の規定に基づく建築制限の適用除外に係る認定の申	災害危険区域内の住居の用に供する建築物の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円

	請に対する審査		
75	つくば市建築物の敷地制限条例（平成15年つくば市条例第19号）第2条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の規模の特例許可の申請に対する審査	建築物の敷地の規模の特例許可申請手数料	27,000円
76	つくば市文教地区建築制限条例（平成16年つくば市条例第38号）第4条第2項に基づく建築物の建築制限の適用除外に係る申請に対する審査	文教地区内の建築物の建築制限の適用除外に係る許可申請手数料	27,000円
77	都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により決定した研究学園都市計画高度地区（平成19年つくば市告示第95号）に係る高度地区計画書の3の特例許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円

別表第3の5の項中「(平成15年つくば市条例第19号)」を削る。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略） 別表第1（第2条、第3条、第5条関係）				本則・附則（略） 別表第1（第2条、第3条、第5条関係）			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
2	建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査（同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査を含む。）及び同法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査（同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査を含む。）	(略)	(略)	2	建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査（同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査を含む。）及び同法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査（同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査を含む。）	(略)	(略)

6	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る建築物に同法第87条の4_____の昇降機が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）及び同法第87条の4において準用する場合同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）	(略)	(略)

別表第2（第2条、第3条、第5条関係）

項	事務	名称	金額（1件につき）
1	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは	(略)	(略)

6	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る建築物に同法第87条の2第1項の昇降機が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）及び同法第87条の2において準用する場合同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（同法第18条第16項の規定による完了の通知に対する審査を含む。）	(略)	(略)

別表第2（第2条、第3条、第5条関係）

項	事務	名称	金額（1件につき）
1	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは	(略)	(略)

	第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査				第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		
2	<u>建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定等の申請に対する審査</u>	<u>道路位置指定等申請手数料</u>	(1) <u>指定又は指定の変更の場合 50,000円</u> (2) <u>指定の廃止の場合 25,000円</u>				
3-9	(略)	(略)	(略)		2-8	(略)	(略)
10	<u>建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築、改築又は移転の許可の申請に対する審査</u>	<u>用途地域等における増築、改築又は移転の許可申請手数料</u>	<u>120,000円</u>				
11	<u>建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用す</u>	<u>用途地域等における建</u>	<u>140,000円</u>				

	<u>る場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査</u>		
<u>12</u> ・ <u>13</u>	(略)	(略)	(略)
<u>14</u>	建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
<u>15</u>	建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
<u>16</u> - <u>26</u>	(略)	(略)	(略)
<u>27</u>	建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
<u>28</u>	建築基準法第67条第5項第2号の規定に	(略)	(略)

<u>9</u> ・ <u>10</u>	(略)	(略)	(略)
<u>11</u>	建築基準法第53条第4項_____の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
<u>12</u>	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
<u>13</u> - <u>23</u>	(略)	(略)	(略)
<u>24</u>	建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
<u>25</u>	建築基準法第67条の3第5項第2号の規定に	(略)	(略)

	基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査				基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		
<u>29</u>	建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)	<u>26</u>	建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
<u>30-51</u>	(略)	(略)	(略)	<u>27-48</u>	(略)	(略)	(略)
<u>52</u>	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工に分けて増築等を含む工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工に分けて増築等を含む工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	(略)	<u>49</u>	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工に分けて_____工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工に分けて_____工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	(略)
<u>53</u>	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工に分けて増築等を含む工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に	既存の一の建築物について2以上の工に分けて増築等を含む工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に	(略)	<u>50</u>	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工に分けて_____工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に	既存の一の建築物について2以上の工に分けて_____工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に	(略)

	係る認定の申請に対する審査		
54	<u>建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査</u>	<u>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>
55	<u>建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>
56	<u>建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に関する許可の申請に対する審査</u>	<u>建築物の興行場等への用途変更に関する許可申請手数料</u>	<u>120,000円</u>
57	<u>建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の特別興行場等</u>	<u>建築物の特別興行場等への用途変更に関する許可申請手数料</u>	<u>160,000円</u>

	係る認定の申請に対する審査		

	<u>への用途変更に関する許可の申請に対する審査</u>						
<u>58-60</u>	(略)	(略)	(略)		<u>51-53</u>	(略)	(略)
<u>61</u>	<u>つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年つくば市条例第13号)第12条の規定に基づく公益上必要な建築物の特例許可の申請に対する審査</u>	<u>地区計画の区域内における公益上必要な建築物の特例許可申請手数料</u>	<u>27,000円</u>				
<u>62</u>	<u>つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12条の2の規定に基づく研究教育施設地区地区整備計画区域内における建築物の新築又は用途変更の特例許可の申請に対する審査</u>	<u>研究教育施設地区地区整備計画区域内における建築物の新築又は用途変更の特例許可申請手数料</u>	<u>160,000円</u>				
<u>63</u>	<u>つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第2研究教育施設第一地区地区整備計画区域の部から研究教育施</u>	<u>研究教育施設地区地区整備計画区域内の建築物の用途制限における認定申請手数料</u>	<u>160,000円</u>				

	<u>設第十一地区地区整備 計画区域の部まで第2 号の規定に基づく認定 の申請に対する審査</u>						
64	<u>つくば市建築基準条例 (平成12年つくば市条 例第40号) 第3条ただ し書の規定に基づく建 築物の敷地と道路との 関係に関する制限の適 用除外に係る認定の申 請に対する審査</u>	<u>路地状部分の敷地と道 路との関係に関する制 限の適用除外に係る認 定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>				
65	<u>つくば市建築基準条例 第4条ただし書の規定 に基づく建築物の敷地 と道路との関係に関す る制限の適用除外に係 る認定の申請に対する 審査</u>	<u>大規模等の建築物の敷 地と道路との関係に関 する制限の適用除外に 係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>				
66	<u>つくば市建築基準条例 第8条ただし書の規定 に基づく建築物の敷地 と道路との関係に関す る制限の適用除外に係 る認定の申請に対する 審査</u>	<u>特殊建築物の敷地と道 路との関係に関する制 限の適用除外に係る認 定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>				
67	<u>つくば市建築基準条例 第11条ただし書の規定</u>	<u>木造校舎と隣地境界線 等との距離に関する制</u>	<u>27,000円</u>				

	<u>に基づく建築物の敷地に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>限の適用除外に係る認定申請手数料</u>				
68	<u>つくば市建築基準条例第22条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>			
69	<u>つくば市建築基準条例第26条第2項第4号の規定に基づく建築物の敷地の自動車用の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>つくば市建築基準条例第26条第2項第4号の規定に基づく自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>			
70	<u>つくば市建築基準条例第26条第3項の規定に基づく建築物の敷地の自動車用の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>つくば市建築基準条例第26条第3項の規定に基づく自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>			

71	<u>つくば市建築基準条例第27条ただし書の規定に基づく建築物の敷地に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用出入口の空地の制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>				
72	<u>つくば市建築基準条例第39条ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>				
73	<u>つくば市建築基準条例第54条の規定に基づく建築物に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>興行場等の用途に供する建築物に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>				
74	<u>つくば市建築基準条例第57条ただし書の規定に基づく建築制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>災害危険区域内の住居の用に供する建築物の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>				
75	<u>つくば市建築物の敷地制限条例（平成15年つくば市条例第19号）第2条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の</u>	<u>建築物の敷地の規模の特例許可申請手数料</u>	<u>27,000円</u>				

いることの証明事務		
-----------	--	--

いることの証明事務		
-----------	--	--